

制度概要

●購入限度額

要件①（非課税者分）の場合…平成31年度の市民税（均等割）が非課税の方。ただし、課税者と生計を一にする配偶者、課税者の扶養親族、事業主が課税者の専従者、生活保護を受給されている方等の場合は除きます。

おひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

※要件①（非課税者分）に係る購入引換券交付申請の申し込みは令和元年11月29日で終了しました。

要件②（子育て世帯分）の場合…平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた児童がいる世帯の世帯主

対象となる児童おひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

※商品券は1セット5,000円（券面額500円×10枚）を4,000円で合計5セットまで購入できます。

※要件①②両方に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます

●使用可能期間：3月15日(日)まで

- 商品券は、取扱事業所一覧にある店舗（随時追加します）で使用できます。
使用時にお釣りは出ないため、なるべくお値段に近い金額で使用するとお得です。

お釣りが出ない使い方(例)

1,100円の商品を買いたい場合

「額面500円の商品券を2枚と現金100円を組み合わせる。」



※ご本人が買い物に行けない場合、商品券は代理の方でも使用できます。

※商品券、購入引換券を紛失した場合、原則として再発行はできません。

※商品券の第三者への譲渡、転売は行わないようお願いいたします。

「プレミアム付商品券」を装う

振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。

市や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。